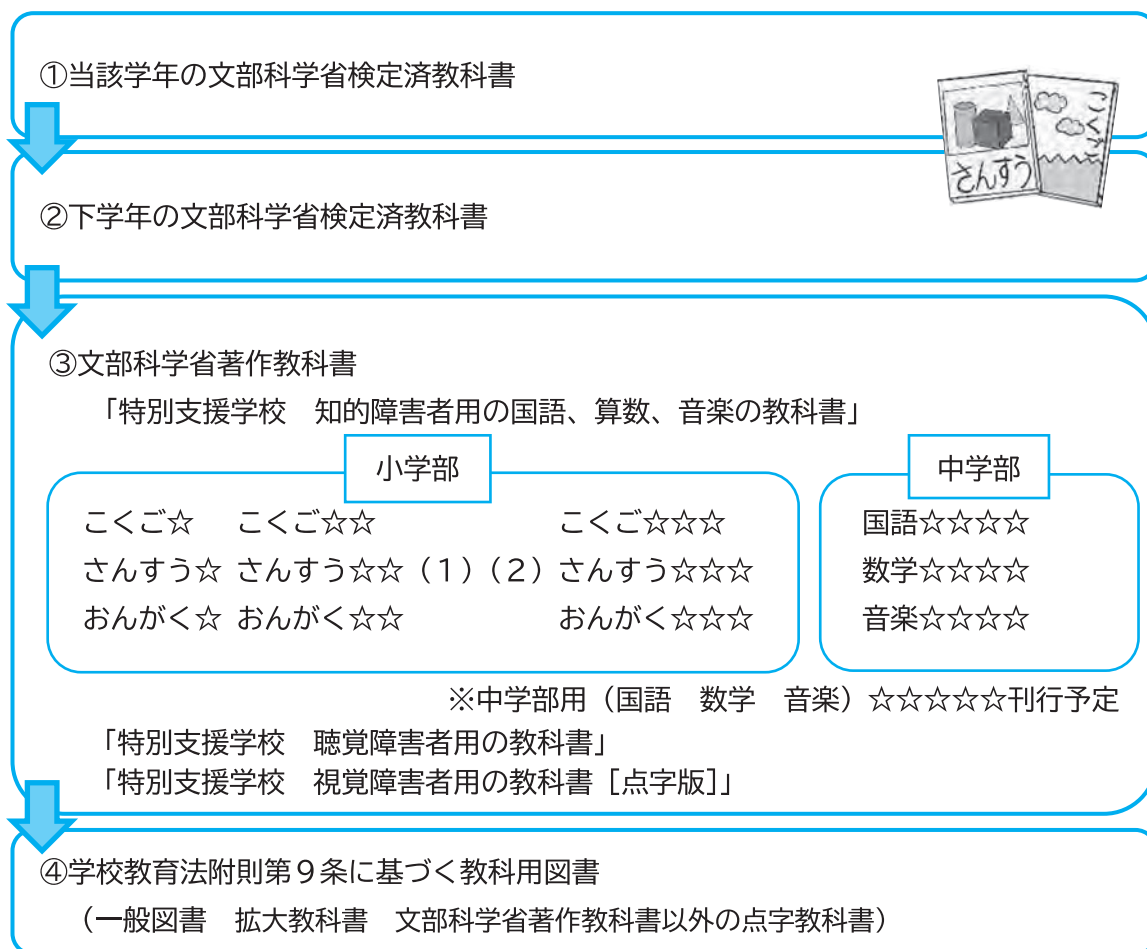


(4) 教科書の取扱い

教科書とは、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」（教科書の発行に関する臨時措置法第2条）であり、文部科学大臣の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）があります。

なお、特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっております（学校教育法施行規則第139条）。

使用する教科書の検討手順



教科用特定図書等とは

視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（拡大教科書）、点字により教科書を複製した図書（点字教科書）、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るもの（音声教材等）をいいます。

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（通称：教科書バリアフリー法）

